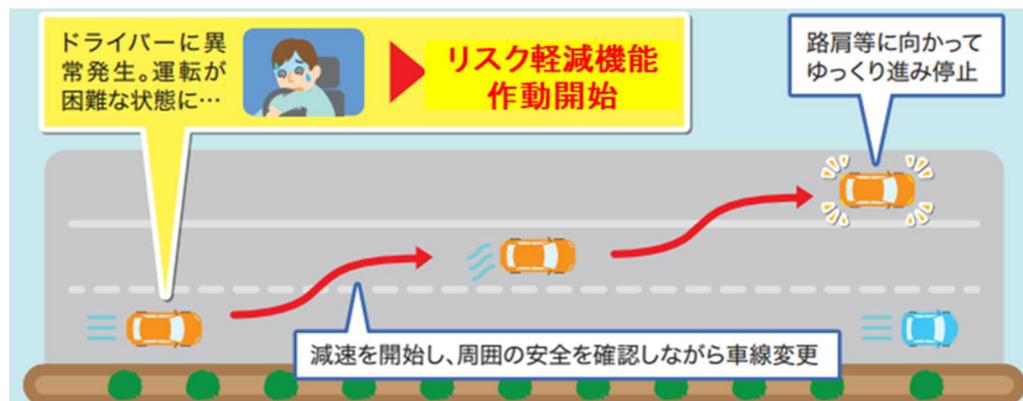


4-3. リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)に関する基準 (UN-R79)

- 適用範囲
 - リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)を備える自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)
- 改正概要
 - リスク軽減機能は、運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能。
 - 当該機能について、国連の「かじ取り装置の協定規則(第79号)」の改訂が、令和3年6月の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
 - 国内においては、平成28年3月にドライバー異常時対応システム「車線内停止方式」のガイドラインを策定、さらに令和元年8月には「路肩退避型(一般道路版)」のガイドラインへ発展させてきたところ。今般成立した国連規則改正案は、これら日本国内のガイドラインの内容を反映している。



リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)のイメージ

- 改正時期(予定)
令和4年1月初旬
- 適用時期(予定)
新 型 車 : 令和5年9月
継続生産車: 令和7年9月

背景・経緯等

- ✓ 国内においては、平成28年3月に**ドライバー異常時対応システム**「車線内停止方式」のガイドラインを策定。さらに令和元年8月には「路肩退避型（一般道路版）」のガイドラインへ発展。
- ✓ 令和3年6月に国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、**リスク軽減機能**として性能要件を規定した国連規則（第79号）の改正案が合意。同国連規則に日本国内のガイドラインの内容を反映。
- ✓ 今般、同規則に基づき、道路運送車両の保安基準の改正を行う。

作動イメージ・要件例



<作動例【要件例】>

- ①運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ②運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4 m/s^2 以下】
～～車線変更機能付き～～
- ④車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

バス車両の追加要件

- ・リスク軽減機能を手動で作動させる手段を装備している場合、乗員に当該機能が作動していることを表示すること。
- ・作動開始前に乗員に対し聴覚及び視覚により警報すること。

運転者用非常停止ボタン



乗客用非常停止ボタンと警報イメージ



いすゞHPより

対象車・適用予定日

リスク軽減機能を備える自動車（二輪車及び側車付二輪車を除く）

新型車	継続生産車
令和5年（2023年） 9月1日～	令和7年（2025年） 9月1日～